（合併、会社分割又は解散の決議の認可の申請）

第十条　会社は、法第十一条の規定により合併、会社分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項（解散の決議の認可を受けようとする場合にあっては、第一号、第三号及び第四号に規定する事項に限る。）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項

［イ　略］

ロ　新設合併（会社法第二条第二十八号に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合　新設合併設立会社（同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。）が株式会社である場合にあっては同項各号に掲げる事項（同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同条第三項各号に掲げる事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）、新設合併設立会社が持分会社である場合にあっては同法第七百五十五条第一項各号に掲げる事項

［ハ　略］

ニ　新設分割（会社法第二条第三十号に規定する新設分割をいう。以下同じ。）の場合　新設分割設立会社（同法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）が株式会社である場合にあっては同項各号に掲げる事項、新設分割設立会社が持分会社である場合にあっては同法第七百六十五条第一項各号に掲げる事項

［ホ　略］

二　会社の株主であって、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の数

［イ・ロ　略］

ハ　会社が新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下同じ。）又は新設分割会社（同法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。）となる場合　同法第八百六条第二項に規定する反対株主

［三・四　略］

（合併、会社分割又は解散の決議の認可の申請）

第十条　［同上］

［一　同上］

［イ　同上］

ロ　新設合併（会社法第二条第二十八号に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合　新設合併設立会社（同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。）が株式会社である場合にあっては同項各号に掲げる事項（同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により同条第二項各号に掲げる事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）、新設合併設立会社が持分会社である場合にあっては同法第七百五十五条第一項各号に掲げる事項

［ハ　同上］

ニ　新設分割（会社法第二条第三十号に規定する新設分割をいう。以下同じ。）の場合　新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）が株式会社である場合にあっては同条各号に掲げる事項、新設分割設立会社が持分会社である場合にあっては同法第七百六十五条第一項各号に掲げる事項

［ホ　同上］

［二　同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　会社が新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下同じ。）又は新設分割会社（同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。）となる場合　同法第八百六条第二項に規定する反対株主

［三・四　同上］